

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年11月16日

鳥取県知事 平井伸治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金145,065円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成29年4月17日

(2) 事故発生場所

倉吉市河北町地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警務部警務課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、転回のため交差点内で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、後方から進行してきた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。